

オーストラリア連邦

出典（黒字部分）：

「外国制度（オーストラリア連邦）」（個人情報保護委員会）

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_australia/

（2023年9月15日に利用）

赤字修正部分：

上記出典（黒字部分）を加工して作成。

（下記担当弁護士が、2023年9月15日付けで上記「出典（黒字部分）」を確認し、アップデートがあった部分に加筆・修正したもの。日本語訳は牛島総合法律事務所による。）

| | |
|-------|--|
| 調査日 | 2023年9月15日 |
| 法律事務所 | macpherson kelley |
| 担当弁護士 | Kelly Dickson, Managing Principal Lawyer Paul Kirton, Director |
| 連絡先 | Kelly Dickson <Kelly.Dickson@mk.com.au> Paul Kirton <Paul.Kirton@mk.com.au> |

| | |
|-------------------------------|---|
| 個人情報の保護に関する制度の有無 | 包括的な法令として、以下の法令が存在する。 <ul style="list-style-type: none">■ 1988年プライバシー法（Privacy Act 1988）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00130 https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00139- 施行状況：1989年1月1日施行- 対象機関：公的部門及び民間部門1- 対象情報：識別された個人又は合理的に識別可能な個人に関する情報又は意見■ 2013年プライバシー規則（Privacy Regulation 2013）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00274 |
| 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報 | EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：2019年11月23日参加 |
| OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等 | APECのCBPRシステム参加エコノミーである場合、民間部門については、外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。 公的部門に関し、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する公的部門 |

| | | | |
|------------------------------|--|-----------------|--|
| の義務又は本人の権利 | の主体の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 | | |
| | ① 収集制限の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ② データ内容の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ③ 目的明確化の原則 | 上記法令に一部規定されている。 | |
| | ④ 利用制限の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ⑤ 安全保護の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ⑥ 公開の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ⑦ 個人参加の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| | ⑧ 責任の原則 | 上記法令に規定されている。 | |
| その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — | | |

本書に記載がない部分については、個人情報保護委員会の原典をご参照ください。

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_singapore/